

又ニ豊岡等ハ其ノ意ヲ諒トスルニ尚一般職工ニ流リ先上
 態アリ決シタト述ヘ先ヨリ十六日冲等ハ水野庶務課
 長三井日ヲ仰一先ニ公課長ハ職工側ガ無条件就労且
 ツ其幹部等カ解雇ニ服スルニ於テハ交換ハ解雇者三井
 ニテハ有利ナル化ニ至リ提議シ且ツ一般職工ニ対シテハ期
 日ヲ定メテ其情合評議員ノ旨ヲ用テ其議決ヲ至
 先上解雇者高及退職手當規程ヲ改善スルニ
 礼ノ内意ヲ漏ルリ退却ノ際冲等ハ今後ノ交渉ヲ職長
 等ニ任シ交キ旨ヲ述ヘキ

(六月十九日朝)

情報部

大正五年六月十七日

(大阪社)

大阪鐵工社ニ於ケル労働争議ニ関スル件

十六日ノ状況

一 従付職工ノ存在

造船部及造船部部長云々ハ本日午後一時
 工場長ヲ訪問シ午後三時(造船部)長其ノ
 工場先上ナリトシ提議ニ無条件就労ヲ命
 カスルハ故用場セシムルニ就テ常務者ノ調印ハ日
 下取據甲士ハ不日之ヲ提出スヘト述ヘタルニ公
 八其提議ノ上ニテ何分ノ回答ヲ告フヘト述ヘキ

大正五年六月二十日
1/106